
令和7年 第125回（定例）神河町議会会議録（第5日）

令和7年9月25日（木曜日）

議事日程（第5号）

令和7年9月25日 午前9時開議

日程第1	第74号議案	令和7年度神河町一般会計補正予算（第3号）
日程第2	第82号議案	令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第3	第85号議案	令和6年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
	第86号議案	令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第87号議案	令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第88号議案	令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第89号議案	令和6年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第90号議案	令和6年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第91号議案	令和6年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第92号議案	令和6年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
	第93号議案	令和6年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
	第94号議案	令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
	第95号議案	令和6年度神河町水道事業会計決算認定の件
	第96号議案	令和6年度神河町下水道事業会計決算認定の件
	第97号議案	令和6年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
日程第4	議員派遣の件	
日程第5	各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について	

本日の会議に付した事件

日程第1	第74号議案	令和7年度神河町一般会計補正予算（第3号）
日程第2	第82号議案	令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
日程第3	第85号議案	令和6年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
	第86号議案	令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 第87号議案 令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第88号議案 令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第89号議案 令和6年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第90号議案 令和6年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第91号議案 令和6年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第92号議案 令和6年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第93号議案 令和6年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第94号議案 令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第95号議案 令和6年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第96号議案 令和6年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第97号議案 令和6年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 追加日程第1 第98号議案 令和7年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（11名）

1番 小島 義次	7番 松岡 宣彦
2番 木村 秀幸	8番 藤森 正晴
3番 小寺 俊輔	9番 藤原 資広
4番 廣納 良幸	11番 栗原 廣哉
5番 安部 重助	12番 澤田 俊一
6番 吉岡 嘉宏	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高内 教男 主査 鵜野 雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	藤原寿一
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	中野憲二	上下水道課長	谷紹和人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
	黒田勝樹		木村弘美
税務課長	中島宏之	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	井出博		北川由美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長	高階正三
	藤原一宏	病院総務課長兼施設課長	
農林政策課長	前川穂積		井上淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事		教育課長兼給食センター所長	
	岩田勲		児島浩司
ひと・まち・みらい課長			
	石橋啓明		
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事			
	高橋吉治		

午前9時00分開議

○議長（澤田俊一君） 皆さん、おはようございます。

会議を再開します。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第125回神河町議会定例会の第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第74号議案

○議長（澤田俊一君） 日程第1、第74号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

藤原資広委員長。

○総務文教常任委員会委員長（藤原資広君） おはようございます。9番、総務文教常任委員会委員長の藤原でございます。それでは、第74号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第3号）の審査報告をいたします。

9月1日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託されました第74号議案

につきましては、9月9日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。質疑終結後、討論はありませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告いたします。

まず、歳入ですが、主立った質疑はございませんでした。

次に、歳出に移ります。歳出で、総務費でありました質疑について報告させていただきます。

JR播但線利用促進事業に係る質疑でございます。

最初に、交通対策費の委託料104万6,000円の特急はまかぜ利用促進イベントについて、事業内容を詳しく教えてほしいとの問い合わせに対しまして、JR西日本の特急はまかぜを利用して1月31日に日帰りのかにカニツアーチを予定している。特急はまかぜ2両分の120名分を募集して、寺前駅から城崎温泉駅までお連れする。今のところ城崎の西村屋を食事会場としてカニ料理を堪能していただいた後、城崎温泉駅発15時過ぎの特急はまかぜで寺前駅まで帰ってくるという内容で、特急はまかぜの利用促進を図るイベントを実施したいと考えているの答弁でございました。

次に、個人負担が発生すると思うが、個人負担は幾らぐらいになるのかの問い合わせに対しまして、株式会社日本旅行との企画で、1人当たり約2万5,000円になる。そこから特急はまかぜの補助金を差し引き、飲み代を除いて約2万2,000円の個人負担金と考えているという答弁でございました。

最後に、JR播但線を残そうという気持ちであれば、ほかの市町にも一緒にやりませんかという形で協力を呼びかけてもいいと思う。JR播但線を守ろうという思いは神河町が一番強いように感じる。駅周辺の方々が一生懸命にいろんなイベントを催されており、何とか残していくかなければいけないという思いが伝わってくる。その意を酌んで、ほかの市町と団結して残していく方向でJRに訴えていただきたいという問い合わせに対しまして、JR播但線の利用促進において、特に寺前一和田山間ということでは神河町と朝来市が中心になってくる。朝来市と一緒に協議をしながら進めていきたいという答弁でございました。

次に、創業促進事業についてでございます。

最初に、企画費の創業促進事業補助金2名の増は補助金200万円の2件分だと思うが、どんな職種で、場所はどの辺りかの問い合わせに対しまして、当初予算では通常枠2件の400万円と小規模枠2件の200万円の合計600万円を計上していた。今回、通常枠2枠増なので、通常枠は4件となる。1件目は飲食業で寺前方面、2件目はリラクゼーションで猪篠方面、3件目は神社仏閣などの清掃といった管理作業で吉富方面、4件目はサービス業、物販販売業で長谷方面と聞いている。

次に、今回の補正を含めて4件に補助をすると予算がなくなり、今後、創業希望者へ

支援ができないと思うがの問い合わせに対しまして、今回補正するのは年内創業予定者分で、令和8年1月から3月創業予定分については適切な時期に増額補正する予定で考えているという答弁でございました。

次に、民生費でございます。自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入事業についての質疑でございます。

自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金について概略も含めて説明してほしいとの問い合わせに対しまして、この補助事業は、県が環境省の令和7年度地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の採択を受けて実施する事業で、個人住宅の太陽光発電設備と蓄電池のセット導入に対し、1件当たり58万5,000円を上限に補助するものである。財源は県の交付金を100%充当する。太陽光発電設備は最大5キロワットで35万円を上限に補助、蓄電池は最大5キロワットアワーで23万5,000円を上限に補助、合わせて上限58万5,000円の補助となる。5キロワットの太陽光発電設備の概算設置費用は2024年平均値で143万円となり、35万円の補助で、補助率は約24.5%である。5キロワットアワーの蓄電池の概算設置費用は85万円から110万円で、上限23万5,000円の補助で、補助率は21.4%から27.6%の見込みである。この事業は令和7年度から5年間の事業で、令和7年度の参加市町は県下13市6町である。基本的に売電はできないが、固定価格買取り制度を利用してい非FITの余剰電力買取り事業者に対しては売電してもよいことになっている。この非FIT余剰電力の買取り業者は近畿圏内で4社ある。非FITであれば30%を自分のところで利用し、残りを売ってもよいことになっているという答弁でございました。

次に、農林水産業費でございます。農業担い手経営支援事業についての質疑でございます。

最初に、農業担い手経営支援事業補助金の対象者の内訳はどうなっているのかの問い合わせに対しまして、団体経営もしくは法人等になっている担い手の数は26団体である。全体で約390件あるので、基本的に残りが個人になる。

次に、稲作をされていない田んぼもあると思うが、全町の田んぼの面積の何%ぐらいが対象になるのかの問い合わせに対しまして、343.3ヘクタールが水稻の面積で、全町の耕地面積がおよそ700ヘクタールあるので、約半分の49%ぐらいが稲作の対象地となるとの答弁でございました。

次に、商工費でございます。観光施設の落雷対策についての質疑でございます。

最初に、観光振興費の修繕費621万1,000円は、ヨーデルの森で7月1日に落雷があった際の修繕とのことだが、去年も落雷があって修理を行っている。去年は地面をはって落雷が逆に上がってきたとのことだったが、今回の落雷は普通の落雷だったのか。今後、落雷で被害が出るかもしれないでの、その辺りを教えてほしいとの問い合わせに対しまして、7月1日16時頃にヨーデルの森内のホルンショップの建屋のすぐ近くに雷が落ちたと聞いている。今回は雷が地面をはったのか、ホルンショップの建屋の一部に落ちた

のかまでは検証できていないという答弁でございました。

次に、今後も施設内に落雷が起きる可能性があると思うので、ある程度原因を突き止めないといけない。修繕費も高額になるので、その辺りを一度確かめてほしいの問い合わせをして、集中してヨーデルの森に落ちているので、高額なエアコンなどについては、今後、十分検討して計画的に対策を行っていかなければと思っている。

最後に、避雷針が無理なら、電気設備に雷電流が入らないよう入り口でガードできる対策は取れないのかの問い合わせをして、昨年、落雷対策として、事務所など集中管理を行っているところにそういう雷対策のシステムをついている。施設がたくさんあるので、高額な設備を重点的に、計画を持って対策を進めていきたい。また、昨年、ヨーデルの森については落雷対策を行ったが、今年は想定していなかったところに落雷があった。町としては、ヨーデルの森だけではなく、特にこれまで落雷が発生している施設や同様の施設について、根本的に雷対策を講じていかなければいけないという方針で取り組んでいく。上下水道課が所管する水源地はかなり高い位置にあるので、雷対策を徹底してやっている。観光施設だけでなく、落雷の可能性がある施設を所管する関係課が集まって、上下水道課のこれまでの経験も組み込みながら対策を講じていきたいとの答弁でございました。

次に、観光PR事業についての質疑でございます。

最初に、観光振興費の観光PR事業コンサルティング委託料110万円について説明してほしいの問い合わせをして、当町の観光PRの課題として、本格的にSNSを活用しながらPRする必要があると認識している。今回、地域おこし協力隊を10月から1人採用し、専門的な部分も含めてSNSを活用したPRをしていきたいと考えている。SNSには、ショート動画などを含め、いろんな世代に対していろんなSNSがあるので、専門家に教えていただくことを考えている。半年間の見積りとして、一月20万円で、一月分はサービスとなり、20万円の5か月に消費税を加えて110万円を計上しているとの答弁でございました。

次に、どこの業者に頼まれるのか、また、地域おこし協力隊とは観光交流センターに来られている隊員のことかの問い合わせをして、来年4月から関西電力のPR館跡地にオートキャンプ場を建設されるトヨタカローラのグループ会社である株式会社E n D e s i g nという事業者に委託したいと考えている。地域おこし協力隊については、今年10月から3年間、SNSや観光施設のPRを中心に業務を行っていただくアメリカ人の女性を採用予定であるとの答弁でございました。

次に、峰山高原スキー場臨時駐車場関係の質疑でございます。

観光振興費の仮設トイレの清掃委託料11万4,000円の増額について説明してほしいの問い合わせをして、山陽採石株式会社からこれまでスキーのシャトルバス用臨時駐車場として借りていた場所について、今後は賃貸借できない旨の連絡を受けたため、代替の候補地をアクセスのよさや面積、バスの乗降のしやすさなどを総合的に検討した結

果、兵庫クレー株式会社の所有地を12月から3月まで賃貸借していただけたことになった。次の臨時駐車場の仮設トイレはくみ取り方式になるので、くみ取りや清掃、水の補充などが必要となるため、清掃委託費として補正しているという答弁でございました。

次に、教育費関係で、中央公民館についてでございます。

公民館費で一般備品100万円が計上されているが、はりま市川ライオンズクラブから150万円の寄附をいただいたうちの100万円とのことだが、購入する備品は決まっているのかの問い合わせに対しまして、中央公民館にデジタルサイネージを1つ、グリンデルホールの演台及び司会台を1台ずつ購入する。デジタルサイネージは利用者の利便性を高めるために設置し、施設の利用状況や行事予定などを表示する。設置場所は公民館のロビーを予定している。演台と司会台については、開館当初から30年を経過し、経年劣化も進んでいるため更新を考えているという答弁でございました。

以上が主な質疑応答の内容でございます。

なお、詳細につきましては、審査報告書を御覧いただきたいと思います。

これで第74号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第3号）の審査報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第74号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第74号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、第82号議案の経過を説明します。

第82号議案については、9月1日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明があり、質疑を行いました。先ほど本案と関連があります第74号議案、令和7年度神河町一般会計補正予算（第3号）が可決されましたので、第82号議案について、討論と採決を行うものであります。

それでは、日程に戻ります。

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、第82号議案、令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第82号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第82号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第3 第85号議案から第97号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第3、第85号議案から第97号議案までの13件の令和6年度各会計決算認定の件を一括議題とします。

委員長の審査報告に入る前に、令和6年度神河町下水道事業会計決算認定の件について、9月4日の本会議で小寺俊輔議員から質問がありましたコミプラの経費回収率の回答内容について、訂正の申出がありましたので、ここで発言の訂正をしていただきます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。決算特別委員会のほうでも訂正の説明をさせていただきましたが、改めて本会議場でも訂正説明をさせていただきたいと思います。

下水道事業会計決算の審議で小寺議員から御質問いただきました経費回収率の件で間違った説明をしてしまっていきましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

コミプラの経費回収率が昨年度よりも悪くなっている原因を上小田処理区の統廃合によるものと説明をしましたが、上小田統廃合の影響は令和5年度に出ていて、率にしましては若干よくなっています。今回、6年度で率が悪くなっていますのは、特別損失の費用がコミプラのセグメントに関係するものでございましたので、大きく率が悪くなっています。今回、特別損失分を除いて計算をしますと42.51%となりますので、ほぼ例年どおりの数値でございます。

間違った説明をしてしまい、申し訳ありませんでした。以上、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 訂正が終わりました。御了承願います。

それでは、13議案について、審査を付託しておりました決算特別委員会の審査報告を求めます。

栗原廣哉委員長。

○決算特別委員会委員長（栗原 廣哉君） 改めまして、おはようございます。決算特別

委員会委員長の栗原でございます。決算特別委員会の審査内容を御報告いたします。お手元の審査報告書を御覧ください。

まず、審査の経過であります。去る9月4日の本会議において当委員会に審査を付託されました第85号議案、令和6年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件から第97号議案、令和6年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件までの13会計の決算認定について、9月11日、議長と議会選出監査委員を除く9名の委員により審査を行いました。審査に当たっては、議会が議決した予算が適正妥当に執行され、町民の皆様が安全で安心して生活できるよう、かつさらなる福祉の向上につながっているかを評価し、その改善点を今年度の予算執行、次年度の予算編成に生かしていただくことを主眼に審査を行いました。

次に、審査の結果であります。

第85号議案、令和6年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件については、質疑終結の後、藤森委員から反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で当委員会として決算書のとおり認定することに決定しました。なお、採決の後、藤森委員から、神河町議会基本条例第11条第7項の規定により、本会議においても反対の立場を取る旨の意思表示がありましたので、御理解願います。

審査の結果に戻ります。

審査過程における質疑応答の内容は次のとおりです。

第85号議案、令和6年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件。

まず、歳入であります。クエスチョン、医師修学資金の返還金960万円は何名の返還で、理由は何か。アンサー、1名分の返還で、卒業後の臨床研修4年目後期の専門医資格取得研修中に入職辞退の申出があった。理由は、消化器内科医師として働いていく上でより専門的な技術を取得したいとのことだった。

クエスチョン、この制度が生かされていないのは何か原因があるのではと思う。改善と工夫が必要ではないか。アンサー、病院としても成果が出ていないことは認識しており、令和3年度から貸与を中止している。今後、この制度の在り方を検討していきたい。他院で研修中や修学中の貸与者がいるので、当院で働いていただけるよう働きかけをしていく。

次に、歳出であります。

まず、総務費であります。クエスチョン、神崎高校夢実現プロジェクト支援金100万円はどのように使われたのか。アンサー、100万円については、神崎高校からの50万円と合わせ、約150万円を使ったと聞いている。内容は、進路指導の充実に43万6,000円、地域活動に30万円、小・中学校の連携に28万円、また、10月9日に中高連携で脚本家の平田オリザさんを招いて講演会をした際の費用でも利用されたと聞いている。

クエスチョン、この事業が実際どういうことをやられているのか、私には見えない。

恐らく町民の方も全然見えていないと思う。地域連携など、すごくよいことを行っているのなら、ぜひ住民にも分かるようにPRをしていただかないと、100万円や150万円を何に使っているのか分からぬという話になる。次年度以降はそういったことに気をつけてやっていただきたい。アンサー、神崎高校については、病院前での交通安全運動であったり、福本区の方と一緒に通学路の清掃活動であったり、本当に一生懸命に活動していただいている。今後は、そういった活動を広報等で紹介していきたい。

クエスチョン、粟賀小学校跡地整備工事の入札参加条件の中に町内業者下請率10%とうたっておきながら、実際は4.26%余りの町内業者の下請だった。これはどういう原因でそうなったのか。アンサー、原因としては、設備整備に関して町内事業者との金額調整ができなかったというところが一番大きい。あとは、町内事業者と交渉を進めたが、なかなか整備事業の内容に合う事業者がいなかったというところもあり、最終的に4.26%にしかならなかった。

クエスチョン、いろいろな業者と交渉して結果的にそうなったと言いながら、入札参加条件が守られなかったということは、悪例をつくったということになり、今後の大きな問題になろうかと思う。町長はこの結果をどう思っているのか。アンサー、今後、同じようなことを繰り返さないように、不履行の場合はペナルティーを科すという内容を契約書にうたい込まないといけないということを執行部サイドで確認した。今後においては、そういったところをしっかりと明記しながら工事発注に努めていく。

クエスチョン、粟賀小学校跡地の図書コミュニティ公園の管理は、できるだけ安い形で管理ができるよう検討いただきたい。また、町民の方から公園へ行くアクセスがないという声がある。車を持っておられる方は行けるが、車のない子供やお年寄りがコミュニティバスに乗って行くには不便である。その辺り、次の予算に向けてしっかりと検討していただきたい。アンサー、まず、管理については、適切な予算の中で管理ができるよう努めていきたい。アクセスについては、当初、施設内のロータリーにバスを乗り入れてはどうかという意見もあったが、引込み道路の幅員の関係で現状はできていない。違う方法として、例えば株式会社ウイング神姫の営業所が近くにあるので、そこからのアクセスも今後検討していく必要があると思っている。

次に、今後もJR播但線の利用促進の施策を続けていくのであれば、町外から来る方に播但線に乗っていただく事業をやっていかないと、いつまでも利用率は上がらないと思う。令和8年度の予算を編成される際には、例えば観光施設と連携し、JRを利用された方が寺前駅に来て観光施設に行かれる場合は何か割引をするなど一体的な取組をすると、町外から来られる方が播但線を利用されると思うので、有効的な策を考えてほしい。これに対する回答は、ローカル線の対応については、上位機関の県や国にアピールしていかないと、なかなか解消の道筋はつかないところである。大事なのは、ローカル線の対策という一つの視点ではなく、何かの事業に連結させていくというところで、神河町は観光施設が多いので、県にアドバイスをいただいたのは観光とのタイアップであ

る。今後の展開としては、担当課と予算編成の中で十分議論して、発展形の考え方で進めていきたい。

次の質問です。寄附銘板製作・設置委託料について、今、図書コミュニティ公園「桜空」の銘板に記名されているのは12社である。もっとたくさんの寄附があったと思うが、明記するのに基準はあるのか。アンサー、基本的には栗賀小学校跡地整備に係る企業版ふるさと納税をいただいた全ての企業を銘板に明記する計画だった。しかし、企業によって公表、非公表という意思があり、最終的に明記してもよいと言われた企業を載せている。基準については、基本的に企業版ふるさと納税をしていただいた企業を明記するという考え方である。

次に、民生費です。縁結び事業については、10年近く事業を行われているが、目立った成果が全く出でていない。毎年200万ほどの委託料を支払っているが、人口の増加につながっていないと思う。一度見直してはどうか。アンサー、平成25年からスタートし、25名の会員が結婚された。ほとんどの方が町内に在住されており、全く効果がなかったということはないと思っている。少子高齢化対策の第一歩として、結婚していただき、そこから出産していただくというところで第3期地方創生総合戦略をつくっている。効果は薄いかもしれないが、引き続き出会いの場をつくる事業を進めていきたいと考えている。また、なかなか情報発信できていない部分もあるので、事業の取組を見える化できないか検討していく。

クエスチョン、地域創生総合戦略でどうしても継続するのであれば、方式や視点を変えて地域に根づいた方法を模索していかないと、毎年高額な委託料を支払うのは駄目だと思うので、しっかり検討してほしい。アンサー、町民の皆様に応援していただけるような形を検討していきたい。

次に、シルバー人材センターの職員による図書コミュニティ施設での閉じ込め事故について心配している。シルバー人材センターへ負担金を支払っているが、行政が協議会や会合に参加して発言する発言権などはあるのか。アンサー、事故が起きたことに関して、どうしていくのかただしていくべきであると思う。神崎郡内の副町長の1名が理事会に入ることになっており、今は私が入っている。事故については理事会等で発言していきたいと思っている。

クエスチョン、シルバー人材センターは、高齢者にとっては働く場所の確保ということで、非常に喜んでもらえるよい組織である。そこを維持していくためには安全面が非常に大事なので、会員にも周知してしっかりと協議していただきたい。アンサー、会員の皆様にとっては、生き生きと働くことによって健康増進につながる本当にいい取組だと思っているので、安全確保としっかりした取組をしていただけるようお願いしていく。

次に、衛生費です。クエスチョン、令和10年度に神崎郡3町による新たなごみ処理施設が供用開始して燃焼処理になる予定だが、生ごみをできるだけ少なくすることで燃

料を少なくする取組が大切になってくる。神河町から大きく声を出して生ごみを出さない運動を進め、神崎郡3町で歩調を合わせていくよう協議を進めてほしい。アンサー、神河町は、これまでの実績からより進んだ形でのごみゼロミッションに意識を置いて協議を進めていきたい。

次に、農林水産費です。クエスチョン、食べ盛り応援米事業は、農業者への応援というところから始まって、小・中学生にお米を配っている事業だが、令和6年度と令和7年度は物価高騰重点支援交付金を活用して実施している。仮にこの交付金がなくなったとしても、令和8年度以降も続ける気持ちはあるのか。アンサー、食べ盛り応援米事業については、当初は3年計画でやっている。その3年間の検証を踏まえてということであるが、一旦は3年でけりをつけたいと考えている。

クエスチョン、重点支援交付金がなくてもぜひ続けていただきたいと思うが、続ける上で農業従事者の負担がかなり厳しいという一面は出てくるか。アンサー、担い手協議会のほうでいろいろ検討していただきながら、今年もやろう、来年も頑張ろうと今は言っていた大いにいる。やはり農家の皆様に頑張っていただきないと続かないというところである。そういうところで検討しながら9年度以降については考えていきたい。また、財源のこともあるので、財政とも調整しながら決めていきたい。

次に、商工費です。クエスチョン、過去4年間で約1億2,000万円の修繕費を投入されているが、逐次修繕しても追いつかないほど施設全体が老朽化している。それならば順序よく大規模修繕をしたほうが効率もいいし、結果的に安くつくのではないかと思うがどうか。アンサー、指定管理施設の12施設中8施設が令和8年度末に指定管理契約を終了する。それらを踏まえ、修繕や指定管理料、施設の方向性やありようなどを総合的に考えていかなくてはならないと思っている。多くの施設が20年を超え、一番古いグリーンエコー笠形は42年目になる。修繕費ばかりかかってしまうというところなので、議員の声もしっかり受け止め、今後につなげていきたいと思っている。

土木費、消防費については質疑ございませんでした。

教育費。クエスチョン、教員の業務軽減を図るために導入したスクール・サポート・スタッフ配備事業によって教員の超過勤務の縮減等が図れたとのことだが、どれくらいの縮減が図れたのか。アンサー、小学校や中学校にそれぞれ1名ずつスクール・サポート・スタッフを配置し、週20時間の勤務をいただいている。それにより、教頭もしくは主幹教諭の週20時間分の超過勤務が削減されたと考えている。

クエスチョン、特別学級の給食費補助が予算は243万6,000円になっているが、決算は80万3,000円になっている。この差は何か。アンサー、基本的に年度当初の所得申請に基づいて各家庭の所得に応じて支給することとしている。前年度の実績を基に予算を組んでいるが、年度途中に転入、転出があるので、不足が生じるのはよくないと考える。そのため、不用額としては大きいが、このような実績となっている。

次に、小学校費の校内IT支援業務委託料115万4,340円はどの学校の分になる

のか。アンサー、小学校3校分である。内容は、令和3年度に導入されたGIGAスクールの支援業務で、先生への使い方の支援や電話で問合せを受けるヘルプデスクの設置、アカウントの管理などを行っている。また、機材のトラブルや修理などにも対応している。

公債費についても質疑はございませんでした。

次に、総括質疑に入ります。クエスチョン、人件費と公債費だけで標準財政規模の48.4%を占めているとのことだが、同規模の自治体の状況はどうか。アンサー、他町については、一概に当町と同じような人件費の歳出構造になっているかというと、そこは違うと思うが、共通しているのは、人件費等は人事院勧告に沿う部分があるので、どの自治体もアップ率などは似たり寄ったりの状況にあると思う。

クエスチョン、人件費の考え方として、1人当たりの単価が上がっていく中で、総額も膨らんでいくが、それを仕方ないとして捉えるのか、そうではなくて、人を削減していくしかないと考えるのか。アンサー、人件費を下げるのは難しいと理解している。しかしながら、人口が減少しているので、一定職員については人数を下げていかざるを得ないかなと思っている。これについては、定員管理があるので、その中で各課の業務量も確認しながら考えていきたい。

クエスチョン、事業仕分けを考える上で、例えばAIについては、新聞やニュース、ネット等々で事業効率化が認められると書いてあるので、ぜひ検討して、少しでも省力化や効率化を図り、何とか義務的経費を減らしていただきたい。このアンサーです。生成AIについては、本当に進化がすごく、一方で、標準化システムもそうだが、デジタルに係る費用が大きくなっている、導入し切れていないところがある。国は新たな成長戦略でデジタル活用をうたっているので、そこは避けられないと思っている。今後はそういったところも十分加味しながら考えていく。

クエスチョン、どこの市町でも問題になっているのが人口の流出や出生率の低下である。神河町においても非常に深刻な問題となっている。出生は年間30人を切るというような状況の中で、いろいろな努力をされているが、歯止めがかからないのは何か原因があるのではないか。アンサー、神河町周辺に雇用の場が少ないというところと、子供たちの都市部や街への憧れというところが原因にあると思っている。

クエスチョン、幾ら住宅を建てて住みやすいようにしても、やはり働く場所が一番必要になってくる。収入がなければ誰も生活できない。その辺りのところを町としてもっと切実な意識で取り組むべきだと思うが。アンサー、姫路を中心に働く場所の確保を広域的に進めていく必要があると考えている。神河町は、少し距離はあるが、ベッドタウン的な環境があると捉えている。この環境をさらに充実させながら、自然豊かな神河町の中で教育環境もしっかりと整えて、それを外に向かってPRしていく。また、創業支援についてももっともっと強力に進めていければと考えている。

次に、米作りで苦労されているのは田んぼの施肥や防除である。但馬米穀株式会社等

がドローンを使って防除を行っており、その効果が出ていると聞く。農家の方が防除をされる際、ドローンで防除していただくというところに補助できないか。アンサー、外注でのドローンでの防除に対する補助事業は、現在、当町にはない状況である。人口が減っていく中で農地をどうやって守っていくかというのは当町の命題でもある。その方法として、スマート化や省力化を考えていく必要があると認識し、機械等を使うスマート農業の導入に関しては補助事業等をやっている。しかし、外注することへの補助は今まで考えてこなかった。今後、そういうニーズもあり、頼み先も町内にあるので、導入の可能性について研究していきたい。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。1名の委員から反対討論がありましたが、賛成討論はございませんでした。

次に、第86号議案、令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計歳入歳出決算認定の件。

クエスチョン、ケアステーション事業に係る支援員が非常に少ないということだが、令和6年度は足りていたのか。アンサー、令和6年度は、介護療育支援事業は正規職員が4名、会計年度任用職員が7名、病児病後児保育事業は会計年度任用職員が2名、在宅医療・介護連携支援事業は正規職員が1名という体制で行ってきた。人数は足りていたと考えている。課題として残っているのは、障害児相談支援事業の件数が多くなっているので、相談支援員をもう1名確保したいが、なかなか応募がないという現状で、その部分が少しオーバーワークになりつつある。

第87号議案、令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件についてです。

クエスチョン、国民健康保険税の県下統一の保険税率移行による将来の財政調整基金の取崩し予定はどうなっているのか。アンサー、国民健康保険事業は平成30年から兵庫県と各市町の共同運営となっている。また、県下統一の保険税率の導入が決定し、令和12年までに完全移行することになっている。当町においても統一に向けて、令和5年度から財政調整基金の取崩しにより赤字を補填しながら、被保険者の負担が急激に上昇しないよう段階的に税率を引き上げている。基金残高の推移は、令和6年度末の残高は決算書のとおり1億5,200万1,000円で、今後の被保険者数の推移と県から示されている令和12年度までの事業費納付金によって試算したところ、毎年約3,000万前後の基金取崩しが必要となり、令和11年度には残高がなくなる見込みである。ただ、県下統一の標準保険税率は毎年見直しが行われ、財政調整基金の繰入金も毎年変動するので、被保険者の負担が急激に増加しないよう配慮しながら運営していく。

次に、第88号議案、令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件です。

クエスチョン、過年度分の保険料が発生しているが、これはどういう内容か。アンサー、医療保険料の滞納が一定発生しているということである。

次に、89号議案、令和6年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件です。

クエスチョン、いろんな介護予防事業をされているが、予防によって結果がよくなつたとか、救われたとか、介護が緩やかになったといった実感や効果はあったのか。アンサー、転倒予防や認知予防など、いろいろな教室に参加することによって生きがいを感じつつ介護予防事業に出かけることなど、いろんな事業に参加いただくことが予防につながっていると思う。

次に、第96号議案、令和6年度神河町下水道事業会計決算認定の件です。

クエスチョン、長期前受金の調整4,183万円は、コミュニティ・プラント廃止に関わる部分だと思うが、どういったものか。アンサー、下水道事業会計は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント整備事業、浄化槽事業の4つに区分されている。それぞれのセグメントで会計をしており、本当なら特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業に入れないといけない固定資産分の長期前受金をコミュニティ・プラント整備事業のほうで扱ってしまっており、それを直すために固定資産に付随する長期前受金を特別損失と特別利益として計上し、それぞれ調整した。

次に、第97号議案、令和6年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件です。

クエスチョン、診療報酬は国が示した中で運営しなければならない。より収益を上げようと思ったら、加算される診療をやらない限りは上がってこないが、それに対してどのような取組をしているか。アンサー、当院は、いろいろな診療を提供している中で、診療報酬の取りこぼしがないかということについて、今年度から総合戦略室を設けて専門の職員を配置し、点検を行っている。また、診療報酬で請求できていない部分がないかというところも点検し、改善できる分については改善を進めている。

クエスチョン、新たに加算される診療をする努力や新しい知識を得る努力がドクターにないと利益を上げることはできない。医師の目が変われば職員みんなの動きが変わる。そこをよく考えないと、病院も一つにならないし収益を上げる診療もできないと思うが。アンサー、新たな診療加算についても、コンサル等からの提案やいろんな研修会などを通して積極的に検討したい。

クエスチョン、公立神崎総合病院の赤字の部分は人件費が影響していることが見てとれる。当院の給与基準額は一般の病院に比べて高いのか、低いのか。アンサー、医師職や医療技術職、看護職の給料表は全て国から示された人事院勧告に基づいて作成されている。近隣の公立病院もそこは合致しているものと考える。ただ、医師職は、医師手当や研究手当で少しかさ上げをしている部分があると認識している。

クエスチョン、経営が行き詰ったときに一般会計からいつまで応援ができるのか、このままやっていけるのかというところまで迫ってきていると思う。いろんな経営改善の取組はしていただいているが、歩みが遅過ぎる。このままでは2年後ぐらいに現金がなくなると思うが、その辺りはどうか。アンサー、令和6年度決算を経て、現在は約1

2億円程度のキャッシュを持っているが、令和7年度の人事院勧告が前年度と同規模の場合は1年間に3億円ぐらいのキャッシュが減っていくと考えており、このままいくと数年先には枯渇することは十分考えられる。

クエスチョン、人事院勧告で給料を上げるなとは言っていないが、十分検討してやつていただきたい。給料を上げて経営破綻したら何の意味もない。その辺りはどう考えているか。アンサー、令和7年度、8年度の2年間が勝負だと思っている。人事院勧告とは関係ない医師手当等の部分は十分に考えていける部分である。もし人事院勧告より少し下げないと病院がもたないということになれば、役場の職員も同じ危機感を持って同じように据え置いていくという覚悟で、町全体で取り組んでいくことを考えている。ただ、そうならないように、2年間のうちに手打って形態を変えていきたいと思っています。

上記以外の特別会計、事業会計については、特筆すべき質疑はなく、討論はありませんでした。

以上で決算特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩します。

午前9時52分休憩

午前9時54分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

○決算特別委員会委員長（栗原 廣哉君） 先ほど決算特別委員会の審査報告に際し、第86号議案から第97号議案の審査報告が抜け落ちておりました。改めて審査報告を行います。

第86号議案から第97号議案については、審査の結果、全員賛成により、当委員会として決算書のとおり認定することに決定しました。失礼しました。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。お疲れさまでした。

これより議案ごとに討論、採決をします。

まず、85号議案、令和6年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

8番、藤森正晴議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。第85号議案の反対討論をいたします。

令和6年度決算は、歳出において、人件費、物件費、公債費に充当する経常一般財源の大幅な増加で実質公債費比率は12.1%となりました。要因は昨年度と同様であり、改善されなく、昨年度と比較し0.2ポイント悪化しました。残念な決算であります。

さて、栗賀小学校跡地事業であります。資材高騰の影響を受け、2度の入札不落となり、随意契約で大鉄工業株式会社に決まりました。当初予算の8億円を1億4,000万円余り大幅に上回り、約9億4,000万円となりました。あまりにも大きな上回りであり、大きな事業となりました。

その事業の入札募集の契約書に地元業者下請率10%とあります。しかし、4.26%に止まり、達成できませんでした。達成できなかったというより、応じてくれなかったと言っても過言ではないのではないでしょうか。委員会においても、応募条件を守ってもらえない悪例をつくれば、以降も同じことになる。最低限度、何かのペナルティーを加えるべきと再三意見を申し入れましたが、聞き入れてもらえませんでした。行政は、顧問弁護士に相談した結果、交渉を続けるのはいいが、制裁的なことはあまり適切でないとのことであり、手の打ちようもなく、前に進みませんでした。また、業者への説得力もあまり感じませんでした。

そんな中、大鉄工業株式会社から企業版ふるさと納税で貢献したいとの申入れがあり、行政もそれを応じる形で収めています。納得いかない状況であり、企業版ふるさと納税は会社側の税金が控除されるので、会社にメリットがあるだけであります。地元業者と共に事業をしようとする思いはなく、ふるさと納税という聞きづけのいい言葉で町への貢献であります。意味合いが違います。地元業者への貢献ではありません。この結果では地元業者に返答、説明ができません。後々の問題も残す結果となり、許すものではありません。大いに反省すべきであります。

さて、オープン後の図書コミュニティ公園「桜空」の懸念されるのは外回りの管理体制であります。どんな景色環境にするのか、経費を抑えた効率のよい管理対策が求められます。また、子供からお年寄りがいつでも行ける便利のよい交通アクセスも必要であります。オープンして間近であり、まだまだ多くの課題があります。今こそ中堅、若手職員による課題解決プロジェクトチームの見せどころであります。町長の言われる町のランドマークとなることを期待し、反対討論といたします。

○議長（澤田 俊一君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに討論ないようです。討論を終結します。

これより第85号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立多数であります。よって、第85号議案は、認定すること

に決定しました。

次に、第86号議案、令和6年度神河町ケアステーション事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第86号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第86号議案は、認定することに決定しました。

次に、第87号議案、令和6年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第87号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第87号議案は、認定することに決定しました。

次に、第88号議案、令和6年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第88号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第88号議案は、認定することに決定しました。

次に、第89号議案、令和6年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第89号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第89号議案は、認定すること

に決定しました。

次に、第90号議案、令和6年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第90号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第90号議案は、認定することに決定しました。

次に、第91号議案、令和6年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第91号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第91号議案は、認定することに決定しました。

次に、第92号議案、令和6年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第92号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第92号議案は、認定することに決定しました。

次に、第93号議案、令和6年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第93号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第93号議案は、認定すること

に決定しました。

次に、第94号議案、令和6年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第94号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第94号議案は、認定することに決定しました。

次に、第95号議案、令和6年度神河町水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第95号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第95号議案は、認定することに決定しました。

次に、第96号議案、令和6年度神河町下水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第96号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第96号議案は、認定することに決定しました。

次に、第97号議案、令和6年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第97号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第97号議案は、認定すること

に決定しました。

ここで暫時休憩します。再開を 10 時 35 分とします。

午前 10 時 12 分休憩

午前 10 時 35 分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

追加日程第 1 第 98 号議案

○議長（澤田 俊一君） 休憩中に町長より第 98 号議案、令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）が提出されました。

休憩中に議会運営委員会を開催し、本案の審議方法等について協議をしましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員長の安部です。先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、町長から提出されました第 98 号議案、令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）について、審議方法、議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

まず、審議の方法については、提案者の説明を受け、質疑、討論、表決をお願いすることとしています。

議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程（第 5 号）日程第 4 の前に提出のあった第 98 号議案を議事日程（第 5 号の追加 1）の追加日程第 1 として加え、直ちに審議していただくこととしております。

以上のように議事日程等について決定し、議長にお願いしております。議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいま安部重助議会運営委員長から報告のあったとおり、休憩中に町長から提出されました第 98 号議案、令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）を追加日程第 1 として直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第 98 号議案は、追加日程第 1 として直ちに日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、議事日程（第 5 号の追加 1）の審議に入ります。

追加日程第 1、第 98 号議案、令和 7 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

第98号議案 令和7年度神河町一般会計補正予算（第4号）

○議長（澤田 俊一君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第98号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年度神河町一般会計補正予算（第4号）で、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

歳入歳出予算の補正の要因は、定額減税補足給付金に係る不足額給付金の違算によるものでございます。

歳入は、総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一体支援枠の増額でございます。歳出は、定額減税補足給付金に係る不足額給付金の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,919万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5,364万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、詳細説明の前に、このように追加の議案の提案という形になりまして、議員の皆様には多大な御迷惑をおかけしましたこと、深くおわび申し上げます。どうぞ御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、第98号議案の詳細につきまして、御説明を申し上げます。

6ページの事項別明細書をお願いをいたします。まず、今般の補正の要因でございますが、町長の提案理由にもございましたが、今定例会に御提出をさせていただきました第74号議案、一般会計補正予算（第3号）の中で、3款民生費、定額減税補足給付金に係る不足額給付金の積算において誤りがあったことが判明したるものでございます。誤りが発生した経緯及び詳細の内容につきましては、私の説明の後、事業を担当します健康福祉課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、予算の詳細につきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助

金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）1,919万7,000円の増額となります。

続いて、歳出でございます。3款民生費、1目社会福祉総務費、不足額給付金の増額計上でございます。対象件数702件から476件増加し、1,178件になります。給付額につきましては、1,896万円増え3,745万円となります。また、これに付随します事務費を23万7,000円増額計上をさせていただいてございます。

以上、簡単ではございますが、詳細説明を終わらせていただきます。

なお、7ページ以降につきましては、健康福祉課長から御説明を申し上げます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（澤田 俊一君） 続いて、詳細説明を求めます。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。第98号議案の詳細説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、7ページ、資料1、一般会計補正予算（第4号）の補正理由についてをお願いいたします。令和7年度不足額給付金支給事業におきまして、一般会計補正予算（第3号）の補正予算額を誤って積算しており、予算に不足が生じたため、一般会計補正予算（第4号）にて増額補正をお願いするものでございます。

まず、1、これまでの経緯でございます。(1)でございますが、6月定例会の一般会計補正予算（第2号）におきまして、支給対象者数792人分、給付金総額1,393万円を補正いたしました。内容につきましては、不足額給付金支給事業実施に向け、令和6年分所得税及び定額減税の実績額が確定していなかったため、内閣府が提示しておりました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱内の係数を用い、補正予算額を算定いたしたところでございます。

続きまして、(2)今定例会一般会計補正予算（第3号）におきまして、支給対象者数90人減の702人、給付金総額を456万円増額の総額1,849万円で補正をさせていただきました。補正予算（第3号）では、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定後、税務課から提供された令和6年度、7年度住民税の賦課データ、また当初調整給付金のデータを用い、システム委託業者にて対象者数、給付金額を算定してもらい、それを基にして補正予算を編成しておりました。今回のシステム委託業者につきましては、ベンダーである日立システムズではなく、別の委託業者に委託をしておったところです。ベンダーであります日立システムズにおきましては、標準化のシステム業務があり、給付金業務の体制が会社のほうで取れないということで、別の委託業者に委託をしたものでございます。

続きまして、(3)でございます。9月11日、委託業者から補正予算（第3号）に上程した補正予算の対象者数、給付金額が誤っていたとの報告がございました。また、同時に修正後の対象者数、給付金額が提示され、対象者数は476人増の1,178人、給付

金につきましては1,896万円増の給付金総額3,745万円となりました。

続きまして、2、補正要因、誤りが発生した要因でございますが、対象者の抽出及び金額の算定につきましては、委託業者がデジタル庁の算定ツールを使用し算定をいたしました。算定ツールは、令和7年度及び令和6年度の住民税賦課データ並びに当初調整給付金データから該当項目をひもづけて入力をしました。この際、令和6年分の所得税から定額減税し切れなかった金額が記載された列、データを計算に用いなければならなかったところを誤った別のデータを計算に用いたため、対象者の抽出及び金額が誤った算定となってしまいました。また、健康福祉課では、対象者及び給付金額について合っているかどうかの検証ができておらず、誤りに気づくことはできませんでした。その後、委託業者が改めて定額減税し切れなかった金額が記載されている項目を確認した結果、本来参照すべき別のデータを特定し、正しい対象者の抽出及び金額の算定をして報告が あったところでございます。

3番目でございますが、補正の対応というところでございます。9月11日午前中に委託業者から補正予算（第3号）に上程した補正予算の対象者数、給付金額が誤っていたとの報告があり、同時に修正後の対象者数、給付金額が提示をされました。それを受け、副町長、総務課長、財政特命参事に概要を報告をいたしました。また、財源につきましては、総務課財政係を通して県に確認したところ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が当初の所要額から大幅な増額となります。実績で100%交付されることを確認いたしました。同日、決算特別委員会終了後、議会運営委員会へこれまでの経緯、問題発生要因等を報告させていただいたところでございます。

4つ目の今後の対応というところでございます。給付金対象者及び給付金対象者以外の方をランダムに100件抽出し、手作業により給付金対象者、給付金対象者外の方の誤りがないかを確認し、誤りはなく、速やかに対象者に案内を発送したいと考えております。9月25日、本日、議会議決後、発送予定をしております。

今後、給付金の台帳作成業務をシステム業者へ委託する場合につきましては、委託業者から提出のあったデータを一部抽出し誤りがないかの確認作業を行い、今後、同様の過ちを起こさないようにしてまいりたいと考えております。

また、委託業者からは、本件の概算計算におきまして賦課データの仕様を十分に確認できておらず、結果として乖離が生じ、関係各位に御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げますとのおわびの言葉と、今回の件を踏まえて、今後は十分な仕様の確認と結果の精査をするなど、再発防止に努めてまいりますと謝罪がございました。

以上、誤りが発生した経緯と補正内容の詳細説明とさせていただきます。

また、9ページ、資料2につきましては、調整給付金の補正金額を6月議会補正、9月議会補正、そして今回の追加補正の分として表に取りまとめておりますので、御確認をいただきたいと思います。

このたびは令和7年度不足額給付金支給事業におきまして補正予算額を誤って積算し

ており、議員の皆様方に大変御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。何点かお伺いいたします。

まず、1点目なんんですけど、今回、業者のほうから違ってましたということで、確認されて修正されるんですけど、今までされた部分で確認はされてるんですか。それが1点目です。

もう一つは、データの読み込みなんですけど、うちんとこは先ほどありました日立システムズがされてるんですけど、列を読み間違えるという話がありました。標準化のこと、データあるんですけど、これまた同じことあったときに困るので、この列の読み方、これ標準の列の並び方に変えられるんですか。これは税務課に関係するかもしれませんけど、それよくしておかないと、また同じこと起こりますのでいうことと、もう一つ、これ委託されて、もう全て今までノーチェックでされてたのか。その3点、お願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。1点目の確認をしているかというところでございますが、今までもシステム業者に委託をしていたわけなんですが、最終、発送する成果物というか、発送する前に印刷したものにつきましては、何点か確認して、間違いがないというところでの発送をしていたところでございます。今回につきましては、発送ではなく、補正予算の概算の数字というところでございましたので、1点1点の確認というのはできていなかったというところでございます。

また、データの並べ替えというか、そういったところでございますが、税務課からのデータっていうのをもらったのが1年度につき500項目ございました。そのうち利用するのが10項目というところでございまして、本当に多くの中からの抽出というところで、その辺はシステム会社がちゃんとしなければいけないところではあったと思うんですが、間違った値をというところでございますが、なかなかそこを、税務課のほうのシステムを変えてというところはちょっと難しいところなのかなと思っております。システム業者の方でそこはちゃんと抽出をしていただかないといけないところの部分であったかなと思います。

また、今までの委託の関係につきまして、ノーチェックであったのかどうかというところでございますが、一番最初にも申し上げましたように、発送する前の成果物ができたところで間違いないかの確認をしたところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。発送直前に調べるというんじゃなくて、

業者入ったときに、作業が終わりましたときにチェックしないと、発送直前にこんなことしどったってしようがないでしょう。する時間ずれてますわ、根本的に。

それと、たまたま今回が別の業者が入ったということみたいなんですけど、やはりこれから先、どういう状態になって、今回と似たような状態になることもありますので、入ってくる業者も、やっぱりある程度は共通化の列の並び方にしておかないと、また同じようなことが起きても困りますので、その辺り、税務課が結局税情報を持っておられますので、その並び方、例えばよそのメーカーとどう違うのかいうような確認もされますか。お願ひいたします。

○議長（澤田 俊一君） 中島税務課長。

○税務課長（中島 宏之君） データの抽出につきましては、税務課のほうがやっておりますが、確認等は委託業者の方に依頼するべきかとは思っておりまして、税務課としましても、抽出データにつきましては、慎重に取扱いをさせていただくように思っておられます。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。先ほど御指摘いただきました、発送直前では確認作業が遅過ぎるというところで御指摘いただきました。今後は、途中経過でもある程度できたところでサンプルをもらいまして、そこで合ってるかどうかの確認作業も同時に今後は行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。副町長にお尋ねしますけども、先ほど財政特命参事なり健康福祉課長のほうからおわびの言葉もあったんですけども、このような委託業務は非常にどっこの所管においてもたくさんございます。それについて、なかなか一つ一つチェックするのは難しいかも分かりませんけれども、こういう事例が発生したということを踏まえて、これまでにチェック機能とか、そういうことを働かせたことはございますか、どうか。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。委託業務の大小あるんですけれども、比較的小さいものは担当課のほうで完了してしまいますので分からないことが多いんですけども、大きくなっていますと完了検査というのが入ります。その際に順調にできたのかできてなかったのかというふうな点検は、複数の部署、特に会計とかも含めて点検が入りますので、確認が取れるということになります。

今回のケースでいいますと、委託料そのものは、料金そのものは大きくはなかったんですけども、影響がかなり大きいと、全住民に与える影響が大変大きいということです

す。これまでしっかりできていたかというと、ルールどおりにしかやってなかつたんですけれども、今回のこと少し反省材料にして、全課でこういうケースが発生するんだということを改めて認識して、成果物の点検ですね、今日も100件程度点検したということですが、成果物の点検のときに必ず点検を入れると、担当課で入れていくということを徹底していきたいというふうに思います。

○議長（澤田 俊一君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 安部です。今回は健康福祉課の問題ということなんですが、町長のほうからは、業務指導ということで、これから課題もいろいろあろうかと思いますけども、そういうことを町長のほうから指導があったのかどうか。もしあった場合には、どういうふうな形で指導されておるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 町長へのお尋ねかなと思いましたけれども、全般的にですけれども、業務上の事務的な部分については、私が事務方の責任者ということになってますので、こういうケースに関しましては、私のほうから管理職会議を通じたり、また、ケースによっては担当課を複数自室のほうに呼出しをして、原因と今後の対策ということを注意させていただいてます。

今回のケースに関しましても、担当課のほうから私のほうに報告が来たということで、善後策も含めて、財政も呼び、今後どうしていくんだということと、今も申し上げましたが、必ずデータで出てきたものは点検作業を加えて、それから事を運ぶと、先ほど御指摘もありましたが、発送時に見るでは遅いので、出てきた段階で見るということを、全件見るのは無理なんですけれども、サンプルを取って見るということを徹底することを指導させていただきました。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。少し教えてください。

この制度自体が非常にややこしい制度で、私自身もすごい分かりづらくて、過去の資料も読み返してるんですけども、そもそも定額減税の恩恵を受け切れない方への調整給付金事業だと思います。今回の件を受けて、令和6年の6月議会で一度補正して、令和6年度分でしたっけ、5年度分でしたっけ、同じような調整給付金をやられたと思います。今回こういうふうに計算が間違ってたということで、じゃあそもそも第1回目の調整給付金はきっちり計算されてたのかどうかっていう物すごい不安があるんですけども、それに関しては、まずチェックは今回の件を踏まえて振り返ってされましたか。それともノーチェックでそのままやられてるのか。ノーチェックでやられてたとしたらね、本当に大丈夫なのかという不安が物すごいあるんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。令和6年度に実施いたしました調整給付金につきましては、令和5年の所得で令和6年の所得の見込みということで調整給付金を計算しておりますが、そちらにつきましては、今回の事象を踏まえてというところでございますが、今回100件ほど抽出サンプルをしました中で、やっぱり前回の調整給付金のところも関係をして、前の調整給付金と今回の所得税内の定額減税した分等も併せて確認をいたしました。今回の不足額給付の補正につきまして確認をした結果、誤りはないという、全部ではございませんが、抽出の結果でございますが、確認をいたしたところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。そもそも教えていただきたいんですけれども、今回の不足額の調整給付金というのは、令和6年度に給付していただいた方は対象外やね。同じですか。ごめんなさい。ちょっとその辺、もう一回お願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。前回、令和6年度に行いました調整給付金につきましては、約2,000人に対しまして調整給付金を行っております。今回の不足額給付金は1,100人程度というところでございますが、そのうち前回の調整給付金を出した方がさらに不足額があったという方が約300人ほどおられたというふうにこちらのほうでデータで出しております。ですので、残りの方については、新規で不足額給付、定額減税に不足が生じたというところで給付するものでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。3回目です。しかも急な補正の資料が出てきたので、あまり突っ込んで質問もできないんですけれども、今、健康福祉課長が言っていただいたことを聞くとね、令和6年度の、ごめんなさい、6月補正の当初のときの人数って2,410人、金額で6,825万5,000円計上されてます。ちょっとその実績まで追いかける時間がなかったので申し訳ないです。実績が2,000人ぐらいなんですかね。今回、1,178人のうちの300人は、要はそのときに調整し切れてなったから、今回さらにもう一回調整するということなんですかね。そんなことってあるんですね。まだ質問終わってないから待ってくださいね。そんなことってあるんやなっていうのが少しひっくりした思いと、単純に合計すれば2,700人ぐらいになるのかな、総人数でいうと。定額減税の恩恵を受けてない人と、また住民税非課税世帯等々の10万円の給付ですかね、それをのけた方、以外のことやと思うんですけども、それがそんなに2,700人もこの神河町、いわゆる人口の3割程度もいらっしゃるのかなというのが結構不思議なところなんですかね、そんなに対象者っていらっしゃいますか。ごめんなさい。すごい雑駁とした質問で申し訳ないです。

○議長（澤田 俊一君） 藤原課長、具体的に今回のこの算出した方いうのはどういう条件の方なのかというところを少し整理をして説明をお願いいたします。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。今回、不足額給付の対象になられた方っていいますのが、1回目の調整給付金につきましては、令和5年の所得に対して、それを基にして令和6年の所得を推計した形で、推計で調整給付金出してあります。実際に定額減税は所得税のほうと住民税の定額減税を行っております。それの結果が令和6年度の住民税の賦課データと令和7年度の住民税賦課データにそれぞれデータとして税務課が持っておりますので、そちらをデータを抜いて、もらってる方、3万円と1万円、住民税1万円と所得税3万円の4万円引き切ってる方はもちろん除外するんですけども、単純に令和6年の調整給付金対象者であった方につきましても、さらに所得が減った方については、さらに給付金が増えるという形ですね。

令和5年の所得がなく、もしくは少なくなった方については定額減税が増えますが、定額減税がしきれない方がいらっしゃいますので、そういう方については、調整給付金が対象の方であってもさらに給付の対象になるという方は少なからずいらっしゃるということでございますが、例を申しますと、令和5年中には所得があり、調整給付金の対象外という方も多くいらっしゃったと思いますが、令和6年中に所得が低くなり、これ退職された方なんかも含めますが、そういう方につきましては、定額減税し切れずに不足額給付の対象に新たになったというケースもございますし、もしくは令和5年中に所得がなく、もしくは少なく非課税で、調整給付金対象外の方が、令和6年中に就職などで税はかかり出したんですけども、定額減税満額まで行かずに、定額減税し切れない部分があるので不足額給付の対象となったケース、もしくは本人が非課税で調整給付金や定額減税の対象外であるが、世帯は課税世帯である方、課税者の扶養にもなっていない方という方も今回の不足額給付の対象ということになっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 小寺議員、よろしいですか。追加質問あれば、3回の原則ではありますが、議長が許可しますけれども。よろしいですか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。これ3回目ですけど、国の制度は基本的に基準日でいくもんですけど、今の説明でしたら基準日がいつか全然分からぬんですけど。要はいつの時点で、ベースでこの制度されてるのかが1点目です。

もう1点、1回目、2回目でしたんですけど、神河町が使ってるシステム、税システムですけど、これは標準化、今、国もいろいろ制度として標準化していきよんんですけど、標準化で直しとかんといけないような状態になっているのか。その2点、お願いたします。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。少し健康福祉課長のほうが御説明も申し上げましたが、少し制度をですね、この制度の概略を申し上げたいというふうに思います。

もともと経済対策ということで始まりました。一番最初に始まったのが低所得者の7万円というところからずっと来てます。ですので、この財源になってる交付金につきましては、一体支援枠というような名称でございます。本来であれば、この調整給付金、これをもって経済対策の一体の部分は終わると、完結するということです。しかしながら、課長が申し上げたように、見込みで算出をする。これは少し早くお金を動かすという経済効果というところがあるんだろうと思うんですが、そういう形になったので、その部分ですね、7年度以降に不足が発生する分について精算をして、これで経済対策の一体は国の方では完結するということでございます。

まず、具体的な数字等々につきましては、課長のほうが申し上げましたけども、基準となるのは、それぞれ一番最初に始まったところから動いているということでございまして、迅速に物価高含めた経済対策をするということで、国の方の立てつけになってるということです。

システムの関係につきましては、総務課長のほうが御答弁させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。健康福祉課長が、デジタル庁ですかね、が出したシステム、ツールを使ってやった。そこに500ぐらいあって、そこから10種類を抽出しなければならなかった。これは国が今度つくるわけですね、標準化システムを。ほんならどこを抽出するかということは、今度、標準化の中で分かってくると思うんですね、逆に。そのために国は標準化システムを入れて、そしてこういった給付を素早くやるんだというふうなことが一つの目的というふうに思っておりますので、今後、標準化システムが進むことでこういったエラーがなくなるというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 本案につきましては、最終日に追加提案、そして即決という状況でございますので、同一議案内の1議員3回の原則につきましては、これを省きまして、回数の制限はないことといたします。

続いて、質疑ある方。

藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。先ほどの藤原議員様の質問の中で、基準日がいつかという御質問がございましたが、基準日は本年の6月2日が基準日となっております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑がないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第98号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第98号議案は、原案のとおり可決しました。

以上で議事日程（第5号の追加1）の審議が終了しましたので、議事日程（第5号）に戻ります。

日程第4 議員派遣の件

○議長（澤田 俊一君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

日程第5 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（澤田 俊一君） 日程第5、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第125回神河町議会定例会を閉会します。

午前11時19分閉会

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、9月1日に開会され、本日まで25日間の会期がありました。

町長から提案されました議案は、報告2件、条例の一部改正5件、令和7年度各会計補正予算12件と令和6年度各会計決算認定13件の計32件がありました。

令和7年度一般会計補正予算（第3号）は総務文教常任委員会に、令和6年度各会計決算認定は決算特別委員会にそれぞれ審査を付託し、いずれも精力的に審査を行っていただきました。その御労苦に対し、厚く御礼を申し上げます。

全議案とも議員各位の慎重かつ真摯な審議によりまして、適正妥当な結果が得られました。改めまして、議員各位の御精励に対し、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問には3名の議員が登壇し、町政の課題を執行部にただし、議員自らの政策提言を行いました。

町長をはじめ執行部の皆様には、議案審議や一般質問に際し、資料の提出や説明などに真摯に対応いただきましたことに深く敬意を表します。

審議の過程で議員各位から述べられた質疑、意見等につきましては、今後の町政運営に十分に反映いただき、さらに住みよい神河町の実現に向けて、引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げます。特に決算審査における質疑や指摘は、来年度予算編成に向けた重要な課題、改善点として真摯に検討されるよう、重ねてお願い申し上げます。

さて、定例会会期中の9月7日には石破内閣総理大臣が辞任の意向を表明されました。現在、自民党総裁選挙が行われており、物価高騰対策や少数与党下における政権の枠組みの在り方などが主な争点となっております。政治の停滞を招くことなく、物価高騰対策をはじめ、現政権が掲げてきた地方創生2.0、社会保障制度の充実、防災庁の創設などの施策が継続的に実施されることを強く望むものであります。

結びに、記録的な猛暑も彼岸を過ぎてようやく落ち着き、秋の気配を感じるようになってまいりました。皆様におかれましては、くれぐれも御自愛の上、今後とも住民福祉の向上と町政のさらなる発展のため、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第125回神河町議会定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

1日から始まりました9月定例会でしたが、慎重に御審議をしていただきました御苦労に対しまして、心からの敬意と感謝を申し上げます。

今定例会には、令和7年度補正予算、令和6年度各会計決算認定をはじめ、上程いたしました案件につきまして、真摯な御論議、御助言の中、承認、可決、認定いただき、誠にありがとうございました。

特に令和6年度各会計決算につきましては、JR播但線利用促進事業の2年間の総括、神戸大学及び附属病院への寄附金とその費用対効果、公立神崎総合病院の健全経営、神河町図書コミュニティ公園「桜空」の維持管理、運営について、また、一般質問では3名の議員より、子育て支援の充実、神河町のこれから農業政策、学校体育館の熱中症対策、平和行政の取組、公立神崎総合病院の経営改善についての質問がありました。町執行部としまして、監査委員の決算審査の御意見、また本会議あるいは決算特別委員会での御提言等を真摯に受け止め、より一層の適正な行政運営、予算執行につなげていく所存でございます。

さて、石破茂首相の退陣表明を受けて、自民党の総裁選挙が9月22日告示され、10月4日投開票の日程で執り行われます。物価高騰対策や雇用、賃金などの経済対策、外交・安全保障政策、外国人政策、そして党改革など、今後の政治の行方を占う上で極めて重要な総裁選挙であります。その後に臨時国会が召集され、総理大臣指名選挙が行われるわけでございますが、いずれにしましても、新たなるリーダーの下でさらなる地方創生2.0の強力な推進力になることを強く希望するものであります。

次に、御承知のとおり、11月11日告示、16日投開票での神河町長選挙が実施されます。既に本年6月定例会一般質問で山名町政5期目に向けての決意を表明させていただいたところでございますが、改めて議員各位、町民の皆様に私の決意の一端を述べさせていただきます。

多くの町民の皆様はじめ、関係者の皆様方の温かい御支援により、これまで4期にわたり町政のかじ取りを担わせていただきました。本年は神河町誕生から20年という節目の年です。この間、私は、「ほんまにひとつの神河町」「住むならやっぱり神河町」「交流から関係、そして定住」、みんなが元気になる「大好き！私たちの町 かみかわ」「変わらない風景を未来の世代へ」を合い言葉に、町民が主役となるまちづくりを進めてまいりました。少子高齢化と人口減少が進む中、国と連動して地域創生総合戦略を策定し、若者や子育て世代への支援を強化するとともに、誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めてまいりました。さらに、新型コロナウイルスの影響を受けた地域経済や地域力の回復に全力で取り組んでまいりました。

今、神河町が直面している最大の課題は人口減少の克服です。令和7年は町の誕生から20年の節目の年。そして第3期地域創生総合戦略のスタートの年。新たな気持ちで神河町を住みたい、住み続けたいと思える町へと飛躍させるための拠点施設の一つに7月オープンしました神河町図書コミュニティ公園「桜空」があります。まちづくりは人

づくりと言われるように、教育環境の充実や文化芸術の発展は、未来を担う子供たちの感性と心を育てる上で欠かせることはできません。桜空はその拠点として、子供から高齢者まで世代を超えて集い合う場として、神河町のシンボルとして文化と交流を広げ、地域創生、神河将来ビジョンの目指す神河町を醸成してまいります。兵庫県の中心に位置する最少人口の町として、変わらない風景を未来の世代に残すことを使命に掲げています 2050 神河将来ビジョン、長期総合計画、地域創生総合戦略を基盤に、町民と職員が一体となったチーム神河、そして「突き抜けよう！かみかわ」で挑戦を続けてまいります。

私は常に未来の世代にどんな町を残せるかを考えているところです。自然豊かな風景を守りつつ、若者が誇りを持ち、子供たちが笑顔で育ち、高齢者が安心して暮らせる町、それこそが神河町の目指す姿であります。その上で、5期目を目指す政策課題は引き続いて、1つ、安全・安心のまちづくり、2つ、住んでよかったと思えるまちづくり、3つ、未来に希望が持てるまちづくり、以上、大きくはこれらの政策を着実に進め、安心して暮らせる神河町、未来に希望を持てる神河町を皆様と共につくる決意であります。

以上を申し述べ、5期目挑戦に向けての決意表明とさせていただきます。

結びになりますが、町内では稻の刈取りもほぼ終わり、多くの御家庭に新米が届いている頃かと思います。神河町は昨年に引き続き、9月27日、小・中学生に町内産米つきあかりの配付をいたします。この事業を通じて地域農業の振興と子育て支援に取り組んでまいります。

秋の深まりとともに、これからますます朝夕の寒暖の差も厳しくなってまいります。議員各位には健康管理を十分にしていただきますとともに、引き続き町政運営に御支援、御指導を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午前11時30分
